

令和4年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和4年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年11月30日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和4年11月30日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 1名

13番 三 好 勝 利

会議録署名議員の指名議員

6番 竹 林 昌 秀 7番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志

教 育 長	井 上 勝 之	総 務 課 長	萩 岡 一 志
企画政策課長	鈴 木 正 俊	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	小 縣 茂	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	池 下 尚 治	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	藤 原 道 広	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	河 野 正 法	仲 南 支 所 長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	亀 井 真 治

○白川正樹議長 おはようございます。

三好勝利議員より、欠席の届けの提出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、先ほど感謝状並びに表彰状を受賞されました兩名の議員さんにおかれましては、長年にわたります功績が認められての受賞、誠にめでたうございます。今後とも健康に留意されて、ますます御活躍されますこと、また、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のように、11月1日にまんのう町の綾子踊を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関の事前審査におきまして、登録することがふさわしいとの勧告を受けました。そして、本日夕刻、モロッコの首都ラバトで開催されますユネスコ政府間委員会において審議が行われ、正式登録が決定される予定でございます。佐文集会場で正式決定の瞬間をパブリックビューイングによりみんなで祝福する計画を立てております。また、明日の朝は決定記念をして、町役場前に懸垂幕を設置する予定でございます。

そして、いよいよ明日からは12月、クリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしくなりますが、1年のたつのは早いもので、今年もあと一月となりました。

今回、上程させていただいておりますのは、議案15件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案13件、同法第290条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県中部広域競艇事業組合、香川県広域水道企業団議会において定例会及び臨時会が開催され、各会計の補正予算及び条例の改正等についての審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果は、いずれも適正に処理されているとの報告がありました。

次に、研修関係について、各常任委員長より委員派遣の承認要求がありました。

まず、建設経済常任委員会は10月19日から21日にかけて、群馬県大間々土地改良区にて「農業用水を利用した小水力発電について」、国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム管理支所にて「ダムの機能と地域振興について」の研修を行っております。

また、総務常任委員会は11月14日から16日にかけて、広島県神石高原町役場にて「公共交通への取組について」、島根県浜田市役所にて「選挙投票率向上への取組と投票所の閉鎖時間の繰上げについて」ほかの研修を行っております。

また、教育民生常任委員会も11月14日から16日にかけて、兵庫県播磨町役場にて「部活動の地域移行について」、三重県いなべ市役所にて「元気づくりシステムについて」の研修を行っております。

また、行政視察の受入れについては、11月1日に鳥取県湯梨浜町議会教育民生常任委員会の皆さんが来庁され、「特定健診受診率向上に対する勸奨の取組について」研修を受けられ、福祉保険課が説明を行っております。

次に、請願・陳情・要望関係では、9月定例会以降に請願1件、陳情3件、要望1件の提出があり、議会運営委員会で協議した結果、請願については議会に諮り、陳情3件、要望1件については、議長預かりとすることとなりました。

これら文書は、タブレットの今定例会の報告フォルダと請願・陳情等のフォルダにそれぞれ入れておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願

ます。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

11月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員出席し、第4回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月13日までの14日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第9 議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第10 議案第3号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第11 議案第4号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第12 議案第5号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第13 議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第14 議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について 総務常任委員会付託

日程第15 議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定について 建設経済常任委員会付託

日程第16 議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第17 議案第10号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について 即決でお願いいたします。

日程第18 議案第11号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について 即決で

お願いいたします。

日程第19 議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号 総務常任委員会付託

日程第20 議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託

日程第21 議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号 建設経済常任委員会付託

日程第22 議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号 建設経済常任委員会付託

日程第23 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願 建設経済常任委員会付託

一般質問は12月1日と2日に行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、竹林昌秀君、7番、川西米希子君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

日程第4 町政報告

○白川正樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてでございます。

国内では7月に入って感染拡大の第7波に入り、新規感染者数が20万人を超える日が相次ぐなど、第6波を上回る波となりました。その第7波が収束後、全ての地域において新規感染者数の減少が継続しておりましたが、10月末頃から新規感染者数が増加傾向となり、第8波への警戒が高まってまいりました。この第8波は史上最悪の波になるおそれがあるとされ、免疫逃避力が強く、感染が広がりやすい新たな変異株「BQ.1」が徐々に増えており、12月上旬にも8割近くを占めると推測されております。

政府においては、第8波に備え、第7波と同じ程度か、それを上回る感染状況になった場合には、都道府県が対策強化宣言を出し、住民に外出自粛などを要請できるようにする方針を決定いたしました。

今後の感染状況につきましては、地域差や不確実性はあるものの、多くの地域で増加傾向が続くと予想されており、今後、年末年始の連休や観光による接触機会の増加等が感染状況に与える影響にも注意が必要であると言われております。過去2年間の傾向から、今年の冬の新型コロナウイルス感染症の流行拡大や季節性インフルエンザの例年よりも早期の流行、さらには、これらの同時流行が懸念されております。

本県におきましても、全国と同様に第7波の収束から新規感染者数は減少傾向となり、確保病床使用率、重症確保病床使用率の両方の指数が感染拡大防止対策期レベル2の基準値を下回ったことから、10月21日より警戒レベルを一段階引き下げ、感染警戒対策期レベル1に移行しました。

しかしながら、その後、前週の同じ曜日と比較して新規感染者数が増加する日が多くなり、また、医療提供体制についても、確保病床使用率が20%を超え、さらに上昇するおそれがあることから、県対処方針に基づき11月9日より警戒レベルを1段階引き上げ、感染拡大防止対策期レベル2に移行し、第8波に備え、より一層、感染拡大の防止に努めていくこととしました。

そのような状況の中、本町におきましても、国及び県の動向や対処方針、要請等を受けて、9月以降もまんのう町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、情報の把握、関係部署・各機関との情報共有と対処方法について協議してまいりました。特に公共施設等の利用につきましては、香川県の対処方針に合わせて利用制限を行うことといたしました。詳細につきましては、ホームページなどでお知らせしております。施設を利用される住民、各団体の方々には、引き続き、感染対策に御理解と御協力をお願いいたします。

また、学校関係におきましては、第7波と言われた7月から10月までの間に感染者数が482人を数えております。その間、ほとんどの小中学校、こども園におきまして16件の学級閉鎖、または登園自粛の措置を取ることになりました。

今後におきましても、校内または園内におきまして、感染拡大が起こらないよう十分な

感染予防対策を取るとともに、引き続き、機会があるごとに保護者に対して、児童生徒は もちろん、御家族に頭痛、喉の痛み、せきなどの風邪症状や発熱、胃腸の不調などによる体調不良の場合には登校や登園をさせずに休養し、必要に応じて医療機関を受診するようお願いしてまいりたいと考えております。

住民の皆様には、引き続き、新しい生活様式の定着に向け、三つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

現在、2回以上の接種を完了し、最終接種から3か月を経過した12歳以上の方へオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています。また、1回目及び2回目が完了していない方への接種、生後6か月から4歳及び5歳から11歳を対象とした接種も実施しておりますので、希望する方は早めの接種を御検討くださいますようお願いいたします。

次に、本町の財政状況について御報告いたします。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営として医療提供体制の強化、ワクチン、検査、経口治療薬の普及、デジタルトランスフォーメーションへの投資、外交安全保障の強化など、様々なアプローチで持続可能な経済成長と世界経済の不確実性が大きく増す中での我が国のマクロ経済運営を継続していくとしています。

また、国の令和5年度予算の概算要求の具体的な方針につきましては、要求額は基本的に対前年度同額とし、その上で経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならない。歳出全体にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされています。

そして、国の情勢に連携して、国内の多くの自治体同様に、本町の財政状況は令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症により疲弊した町民生活、地域経済を支えるため、コロナ関連の交付金や補助金、さらに財政調整基金を積極的に活用し、様々な取組を行っておりますが、地方交付税及び臨時財政対策債の発行可能額が減少見込みであるなど、財政面でも影響が出てきています。

さらに、令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症の長期化で地方交付税の減額や個人町民税の減収も予測され、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響が当面の間、続くことも想定されることから、国の地方財政対策の動向などを注視するとともに、国・県支出金に加え、新たな財源などによる積極的な歳入確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、実情に応じた予算編成を、現在、進めているところでございます。

次に、まんのう町の人口等についてでございます。

10月末現在の世帯数は昨年同期に比べて6世帯の増で7,475世帯です。人口は1万7,698人であり、275人の減となっております。また、65歳以上の高齢者は21人減の6,677人で、高齢化率は37.34%から37.73%に微増となっております。

人口減少と高齢化が引き続き進展しております。

次に、防災関係でございます。

今年度の台風の発生件数は10月31日現在、23件の発生となっております。幸いにも、本町においては本年度も災害の発生はなく、出水期を終えることができましたが、全国では非常に強い勢力の台風14号が九州に上陸・縦断して、九州を中心に西日本で記録的な大雨や暴風となり、宮崎県美郷町では1,000ミリ近い雨量を観測、鹿児島県屋久島町や大分県佐伯市では50メートルを超える瞬間最大風速が観測されました。広範囲でライフラインの被害も発生し、四国や本州で人的被害や建物被害が発生する災害となりました。

国土交通省の調べでは、令和4年9月末時点において全国で655件の土砂災害が発生し、各地で被害をもたらし、また、地震では福島県沖を震源とする地震など、大地震による被害も発生しております。

このような状況の中、10月23日に香川県と本町が主催となり、メイン会場を香川県消防学校、サテライト会場をまんのう町琴南健康ふれあいの里とし、南海トラフ地震を想定した令和4年度総合防災訓練が実施されました。本町としましては、今後も異常気象や南海トラフ地震に備えながら、また、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、国、県、消防など関係機関と連携を図り、防災・減災に取り組んでまいります。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

香川県では、今年に入ってから交通事故による人身事故発生件数及び死亡事故発生件数は昨年同時期と比べて減少しておりますが、本町においては2名の方が交通事故で亡くなっており、昨年より1名増となっております。これから冬場を迎えて凍結による交通事故などの注意喚起が必要であると考えております。年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、引き続き、町を挙げての啓発活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの取組に対しまして御協力をお願いいたします。

次に、農業関係についてでございます。

ひまわりプロジェクトに関しましては、今年度は搾油用ひまわりを約14ヘクタールの農地に作付いたしました。順調に生育し、当初の計画どおり刈取り作業を終え、その結果、搾油用の種は約6.5トンの収穫があり、例年並みの出来栄でありました。今年も高い品質のひまわりオイルを提供できるものと考えております。

また、ひまわりプロジェクトの関連事業として実施いたしました「ひまわりフォトコンテスト」につきましては、今年度、167点の応募があり、9月27日に審査を行いました。「ひまわり大賞」や「千年ものがたり賞」など入選作品11点を選考し、11月14日に表彰式を行いました。入選作品につきましては、年明けに役場玄関ロビーに展示する予定となっております。

このほか、世界的な穀物価格やエネルギー価格の高騰などによりまして、農業に係る経費や畜産の飼料価格が急騰しておりますことから、町内の販売農家や畜産農家の皆さんに

臨時の支援を実施することといたしました。

販売農家の皆さんには、まんのう町農業用資材等高騰対策臨時支援金として10アール当たり3,000円の支援金を交付するほか、畜産農家の皆さんには、まんのう町畜産農家経営継続支援事業支援金として、肉牛や乳牛の飼育頭数とブロイラー養鶏や採卵養鶏の飼育羽数に応じて10万円から50万円の支援金を交付するものでございます。こういった事業により、農業や畜産業における経費の負担軽減を図り、経営存続を支援するものでございます。

次に、商工関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰等の影響により売上げが減少している町内事業者及び住民生活を支援するため、プレミアム50%つきの商品券発行事業を実施しており、11月15日時点で約82%使用されていますが、使用期限が令和5年1月末までとなっておりますので、早めに使用していただきますようお願いいたします。

次に、観光関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、太鼓台かきくらは3年続けて中止となりましたが、かりんまつりは万全の感染症対策を講じ、3年ぶりの開催となりました。天候にも恵まれ、1万人を超える来場者があり、楽しい一日を過ごされたことと思います。

なお、今回はまんのう町民のカリン認知拡大推進に関する連携協定を締結しております株式会社ロッテの協力を得ながら、カリンの魅力を伝える活動も行いました。

次に、地域振興関係についてでございます。

ひまわりオイルの精製時に出た副産物を活用し、米こうじと米を発酵させた本格焼酎が本年度も完成し、町内酒類販売店等で販売しています。太陽の恵みから生まれた焼酎は「みちる」と命名し、まんのう町で暮らす人たちやまんのう町へ訪れる人たちが笑顔で満ちるようにとの思いから命名しております。ひまわりオイルと共にPRし、地域の活性化を図ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、寄附額が右肩上がりに年々増加しており、昨年同時期に比べますと約156%と大きく伸びていますが、県内市町で比較するとまだまだ低調となっておりますので、地元特産品の返礼品の充実や地域情報の発信にも力を入れていきたいと考えております。

次に、福祉関係についてでございます。

令和4年度非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、218世帯に対して2,180万円、繰越事業であった令和3年度非課税世帯への臨時給付金は1億7,370万円の支給が完了しております。

なお、10月の臨時議会において承認されました国の事業である非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金及び町単独事業の生活支援給付金につきましては、12月中旬の支給開始予定で、現在、対象世帯に申請書の発送準備を進めています。

介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に対して交付する社会福祉施設等物価高騰支援事業補助金につきましては、現在、対象法人に案内通知の発送準備を進めており、12月頃から受付を開始する予定です。

次に、健康増進関係についてでございます。

予防接種事業では、季節性インフルエンザの流行期を控え、10月1日より65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種事業を自己負担金1,000円で実施しております。

また、任意接種ではありますが、生後6か月から高校3年生までの年齢の方へは1回当たり2,000円を助成しています。予防接種には重症化を防ぐ効果が期待できますので、希望される方は指定医療機関において接種を受けていただきたいと思います。

次に、教育関係についてでございます。

去る9月1日に新しい統合施設での教育・保育を開始した満濃南こども園につきましては、真っさらで広く、何よりも明るい環境の下、子供たちが元気に過ごしていることを報告いたします。

また、リニューアルされた校舎と体育館で2学期を迎えた琴南小学校につきましては、昨年度から実施しておりました大規模修繕工事が外壁工事なども含めまして10月31日に竣工したところでございます。

昨年度も時期や行き先を変更して全小中学校で実施することができました修学旅行につきましては、本年度におきましても、時期や行き先を変更し、実施しております。

明後日に近畿地方への出発を控えております高篠小学校が今年度最後の実施となりますが、コロナ禍においても修学旅行を実施することによりまして、子供たちの心に深く刻まれる思い出の一場面が増えることと喜ばしく思っておるところでございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

今年度の成人式ですが、二十歳の門出を祝う「はたちの集い」として、来年1月8日に仲南小学校体育館において実施する予定としております。また、式典の様子は中讃テレビにて後日に放送いたします。開催方法等につきましては、前年度までと同様に、新型コロナウイルス感染予防対策など検討しながら準備を進めてまいります。

次に、町民文化ホール吊り天井撤去改修工事の進捗状況についてでございますが、アスベスト調査、ホール天井解体が完了しております。また、外部足場組も完了し、現在、内部工事を進めながら外壁改修及び屋外階段の工事を進めております。

次に、文化財関係につきましては、令和4年11月1日にユネスコの評価機関より「登録にふさわしい」との勧告が出ておりました仲南地区佐文の「綾子踊」を含む民俗芸能「風流踊」が、現在開催されておりますユネスコ無形文化遺産保護条約の政府間委員会において登録が決定する見込みとなっております。今回登録されますと、四国で初めてのユネスコ無形文化遺産登録となります。

綾子踊は雨乞いの祈願を本旨とした小歌踊で、小学生からお年寄りまで地域が一体とな

って歌い踊ることが見どころであり、戦後しばらくは途絶えていましたが、地元の人々の熱意で復活し、それ以来、熱心な保存・継承活動が続けられております。ユネスコ無形文化遺産登録を契機とし、「綾子踊」次世代への保存継承が一層推進されますよう、引き続き、佐文綾子踊保存会と協力してまいります。

また、現在、本庁ロビーにて「綾子踊」をはじめとする「風流踊」に関する展示を実施しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、支所関係についてでございます。

琴南地区の地域振興として取り組んでおりますグリーンツーリズム事業の「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」ですが、新型コロナウイルス感染拡大予防対策の観点から、昨年、一昨年と中止しておりましたが、今年度は3年ぶりに開催し、8月24日に種まき、11月27日に収穫祭を実施いたしました。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、「島ヶ峰の原風景を守る会」の会員17名がソバの普及活動を行っており、ソバの花が咲く時期にソバの花見会を実施してまいりました。こちらもコロナ禍で中止としておりましたが、3年ぶりに今年の9月24日に開催され、天候にも恵まれ、町内外から約200名の参加があり、大好評でした。

川奥集会場で開催しておりますグリーンツーリズム事業の「そば打ち道場」は、11月末から3月末の間において開催しております。こちらも大変好評で、年々参加者が増加しており、今年度は25回開催する計画で、参加者は延べ150名以上が見込まれております。また、「そば打ち道場」は開催20周年を迎えることとなり、長年指導者として事業に携われた高尾幸男氏、高尾道子氏御夫妻に対し、11月27日のソバ収穫祭において、琴南地区の農業振興普及に対する功績が顕著であることから、まんのう町表彰条例に基づき功労表彰を行い、表彰状と記念品を贈呈いたしました。

以上、簡単でございますが、9月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告についてはお手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

○白川正樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月21日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員3名、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告がありました。

委員より、歯科診療所の診療件数が年々減少し、診療報酬などが減少しているが、歯科診療所の経営は続けられるのか。先生の生計は成り立っているのかとの質疑があり、執行部より、受診者数や診療訪問件数はコロナ前の状況に回復してきている。今後、経営難に陥るとは考えていないとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、8月から10月までの主要行事、戸籍、住基関係、環境関係などの報告と、マイナンバーカードの交付枚数が10月末現在で7,827人、普及率44.23%であるとの報告がありました。また、マイナンバーカードが郵送での交付が可能となったことや窓口交付時間の延長を実施する等の報告がありました。

委員より、マイナンバーカードの普及に取り組んでいるが、マイナポイント目当ての方は既に申請済みであり、未申請の方はマイナポイントを利用しない方が多いと推測される。住民からいまだに個人情報の漏えいなどを危惧している声を聞くが、どのように説明して理解していただくのかとの意見があり、執行部より、交付件数は保険証とのひもづけ等により増えてきていると推測する。セキュリティについては窓口などで丁寧に説明し、理解していただいている。国からの通知にも説明が同封されているとの答弁がありました。

また、委員より、企業設置型の太陽光パネルの管理について、管理会社が倒産した場合などは撤去や処分について問題になる。条例等で管理、監督体制を整備する必要があるのではないかと意見があり、執行部より、全国的な問題と考える。今後、管理、監督体制については十分に検討するとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より行事等の報告があり、11月1日には鳥取県湯梨浜町議会より視察研修があり、特定健診に関するまんのう町の取組について説明を行った。11月8日、9日には民生委員児童委員協議会の県外研修があり、大阪府堺市では子ども食堂の活動について学んだ。そのほか、ささえあいサービス協力会員養成研修の開催などや緊急通報装置の緊急通報件数についても報告がありました。

委員より、ささえあいサービス協力会員養成研修を実施しているが、参加者数が少ない。自治会等で要望すれば、自治会ごとでの研修を開催してもらえるのかとの質疑があり、執行部より、自治会などの単位での研修は今後検討したい。また、ささえあいの協力会員は増えているが、現在、利用する方が少ない状況にある。利用しやすい取組も検討したいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より事業等の報告、中讃圏域健康生きがい中核事業、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、子育て支援事業について、ヘルパーの利用実績がないのはどのような理由かとの質疑があり、執行部より、ヘルパーを必要とする対象世帯がなかった。いろいろな機会に制度説明はしているので、対象となる世帯に利用の希望があれば支援するとの答弁がありました。

委員より、満濃地区の温泉送迎バスの乗降実績を調査し、利用者を増やす対策を福祉保険課と共同で検討してはどうかとの意見があり、執行部より、3か月間の実績を調査したところ、長炭地区の利用者が多く、65歳以上の方についても長炭地区の方が多かった。今後、利用者の意見を聞きながら、利用率向上の対策に取り組みたいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より修学旅行などの行事報告、園児・児童・生徒数、新型コロナウイルス感染状況について報告がありました。また、まんのう町立満濃中学校・町立図書館等複合施設整備事業のPFI事業契約について、情報システムの更新、維持管理や物価上昇、平成31年からの消費税率の変更による増額変更を3月議会に上程予定との説明がありました。

委員より、仲善教育文化祭は開催されているのかとの質疑があり、執行部より、仲善教育文化祭は3年に1回開催しており、ちょうど今年開催された。小学校、中学校、こども園の活動の中で作成したものを展示している。子供たちの発表の場や先生方の取組の参考の場として開催されているとの答弁がありました。

委員より、部活動を地域移行することについて、町としてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、地域移行には課題が多く、例えば土日を地域の指導員にお願いすると、平日の顧問の指導と土日の地域の指導員の指導が異なった場合に生徒が戸惑うことが懸念される。今後は、まず、地域移行する場合にでも部活を指導したいと兼任希望がある教師は優先したい。また、部活動指導員を増やすことを考えているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。また、「綾子踊」が無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より記載の勧告があった旨及び今後の予定などについて説明がありました。

委員より、「はたちの集い」実行委員会の協議内容について質疑があり、執行部より、日程等は決定している。コロナの影響で参加者が少なく、十分に協議ができていないが、個別に要望の聞き取りや打合せをしながら進めているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○**白川正樹議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。 (大西樹議員退席 午前10時23分)

○**合田正夫建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月22日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員4名、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

初めに、地籍調査課より、令和2年度調査地区香川県知事認証の報告と令和4年度調査地区一筆地現地調査、令和2年度調査地区成果法務局送付、令和5年度調査地区ヒアリング、令和4年度香川県国土調査推進協議会研修会の報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係の行事報告、農林振興関係の行事報告のほか、有害鳥獣捕獲頭数の報告、満濃農村環境改善センター利用状況の報告がありました。

委員より、最近よく報道などでイノシシが町なかを歩いたり人を襲ったりしているが、まんのう町にそのような報告はないかとの質疑があり、執行部より、イノシシによる交通事故の報告が警察から1件あったが、イノシシが人を襲ったとの報告はなかったとの答弁がありました。 (大西樹議員入室 午前10時25分)

委員より、青年就農給付金個人面談について質疑があり、執行部より、40歳までの青年新規就農者に対して、ある一定の要件を満たせば、1年間当たり150万円の補助金が支給される。ただし、営農計画、今後の営農累計などを農業改良普及センターの普及員の方と共に面談し、対象であるかをヒアリングする。対象者として認定されるのは難しいが、現在、半農半Xという農業を国が進める動きがある。町においても、補助事業を半農半Xの方を対象とするなどの検討を進めているとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得及び地域木材利用住宅等補助事業、ひまわり推進事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業、企業誘致推進事業の報告がありました。

委員より、ひまわりオイルの当初の見込本数や目標と実際の出来栄え、また、売れ行きの見込み目標と実際に売れた本数との誤差はどのくらいあり、立てた目標に近づいているのかとの質疑があり、執行部より、コロナ禍ということもあり、実際には目標に届いていないのが現状であるとの答弁がありました。

委員より、作付ヒマワリの品種をオイル用ヒマワリばかりではなく、場所を限定し、観賞用のヒマワリに変えられないか。観賞用ヒマワリは開花期間が1か月ぐらいあり、観光客にもそのほうが良いと思う。また、観賞用のヒマワリにも補助金を出せないかとの質疑

があり、執行部より、観賞目的の場所として中山団地を考えたいが、他県の実例を見ると、観賞用のヒマワリとオイル用ヒマワリの畑は6キロほど離している。これはミツバチの交配の問題でないかと思われる。作付場所、ヒマワリの品種変更については、農業改良普及センターと研究を進めているとの答弁がありました。

委員より、12月3日に島が峰のそば処がオープンするが、1日限定50食は少ないのではないか。また、販売場所が分かりにくいとの意見があり、執行部より、運営する農業部会で検討を重ねた結果、50食限定と決まったと聞いている。今後、営業をしながら問題点については改善すると思うとの答弁がありました。

委員より、プレミアム商品券発行事業について、過去3年間でまんのう町内で9億5,000万円ものお金が地域の中で循環した。活性化事業としては成功だと思うが、プレミアム商品券発行事業は成功したと思うのか。また、令和5年度も同様のプレミアム商品券発行事業を実施するののかとの質疑があり、執行部より、地域経済の活性化もあり、大きな効果があったと思う。令和5年度もコロナ対応地方創生臨時交付金の活用が可能であれば、充たしつつ予算要望はしていく考えであるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月25日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、まんのう町消防団第15分団屯所の建築現場を視察しました。

委員より、屯所の場所を決定した選考理由について質疑があり、執行部より、災害時の出勤や団員の利便性を考慮し、決定した。また、ハザードマップの想定被災範囲外になっており、過去にも被災事案のない場所を選考したとの答弁がありました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、総務課より、8月中旬から11月中旬までの事業報告、町内火災発生状況、救

急出動状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況などや香川県知事選挙についての報告がありました。

委員より、期日前投票率が増加しているの、期日前投票所を各支所にも設置してはどうか。移動期日前投票所は課題が多いと考えるので、まず各支所に設置してほしいとの意見があり、執行部より、選挙管理委員会の中で各支所に増設できるように検討している。今後、いろいろな問題点を研究しながら検討していくとの答弁がありました。

委員より、消防団の組織の改編について質疑があり、執行部より、今回の仲南地区の改編は従来3分団の下に副分団があったが、副分団組織を新たに見直して六つの分団に改編した。理由は、副分団組織の整理と団員数確保の点から改編したとの答弁がありました。

また、委員より、第15分団屯所の建築現場を視察したが、今後も分団の改編による屯所の統合はあるのかとの質疑があり、執行部より、今後、仲南地区6分団の屯所の統合を計画しており、毎年1か所ずつ建築工事を予定しているとの答弁がありました。

委員より、内部監査について、現在の実施状況について質疑があり、執行部より、内部監査の担当職員を1人採用し、会計の支出命令等を点検している。指摘事項があれば報告があり、各課に再発防止の周知を行っている。また、各課の事務処理についても、順次、点検を行っているとの答弁がありました。

委員より、支出命令決裁時の支出費目等の審査ができるチェック体制を強化できているのかとの質疑があり、執行部より、チェック体制については適正に処理できるように努めていくとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合企画協議会、定住自立圏形成の事業報告、出資法人関係等では、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和4年度上半期の実績報告がありました。コミュニティー・自治会関係では、議会との意見交換会を令和5年1月22日に予定しているとのこと。交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、公聴広報、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。また、情報政策関係では、情報基盤整備事業のIRU契約の更新についての説明がありました。

委員より、IRU契約について、比較できる根拠資料など、分かりやすい資料を提示して説明をしてほしい。他市町との料金設定等の比較ができないとの意見がありました。

委員より、ことなみ振興公社と仲南振興公社の今後の経営状況について質疑があり、執行部より、今後、物価高騰の影響が出てくる電気代については、四国電力との市場連動型の契約を締結しており、さらに条件は厳しくなると考えているとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和4年度まんのう町税等調定収納状況、新型コロナウイルス関連町税等特例軽減状況について、スマートフォン決済の利用件数の報告がありました。

委員より、納税通知の封筒にスマートフォン決済のお知らせを印字するなど、周知方法を工夫してはどうかとの意見があり、執行部より、納税通知の封筒作成は中讃広域行政事務組合が行っており、今後提案したいとの答弁がありました。

委員より、税金の納付はコンビニでの納付も可能だが、手数料が口座振替に比べて高い。町として納付方法をどのように推奨していくのかとの質疑があり、執行部より、口座振替のほうが手数料が安いことと、納付を忘れないためにも口座振替を推奨するとの答弁がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、適正に処理できていると監査委員より報告があった旨の報告がありました。

次に、琴南支所より、8月から10月の事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、今後、マイナンバー関連の窓口手続が増加すると推測され、現在の職員数で事務処理に影響がないか危惧しているとの意見がありました。

委員より、琴南総合センターの施設ごとの受付件数を提示してほしいとの意見があり、執行部より、施設ごとに把握できているので、整理して提示するとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績について報告がありました。また、仲南支所の施設設備の現状について、エアコンが機能していない会議室やフロアがあること、照明器具の不具合など経年劣化により修繕が必要な箇所があり、令和5年度に修繕工事を予定しているとの説明がありました。

委員より、支所は受付窓口の職員数が少なく、職員の担当する業務範囲が広いが、事務処理に支障を来していないかとの質疑があり、執行部より、内容によっては本庁の担当課と連絡を取りながら処理をしているため、特に支障を来していないとの答弁がありました。

委員より、福祉バスについて乗降者が少ないバス停がある。自治会等と協議しながらルート変更をしてはどうかとの意見があり、執行部より、今までも仲南地区の自治会長会で協議しながら変更してきた。今後も自治会の要望を考慮しながら検討するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○白川正樹議長 日程第8、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、本町の関係条例について所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、同法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入、職員の降給に対する特例、60歳を超える職員の給与に関する取扱いなど関係規定の整備を行い、国や県と同様に定年の引上げを行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、国の押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴う行政不服審査法施行令の一部改正により、押印等を不要とする改正を行う必要が生じたため、行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第3号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○**白川正樹議長** 日程第10、議案第3号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令及び香川県の職員のサービスの宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に準じ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、宣誓書に関し「任命権者の定める上級の公務員の面前において署名」としていたところを「任命権者に提出」に改正を行うものでございます。

また、押印廃止に伴い宣誓書の様式の改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**白川正樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第4号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第11、議案第4号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和4年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表及び勤勉手当の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第21条第2項関係として、令和4年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の105に改正し、併せて再任用職員について100分の50に改正を行うものであります。

また、第4条関係、別表第1及び別表第2として、令和4年4月1日に遡及して行政職給料表及び医療職給料表の引上げ改正を行うものであります。

次に、施行日が令和5年4月1日となっております第2表として、令和5年6月及び12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の100に改正し、併せて再任用職員について100分の47.5に改正を行うものでございます。

なお、参考として、補足資料、香川県人事院勧告（抜粋）をタブレットの定例会関係、第4回定例会の中に入れておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 改正の数値のところは見れば分かるんですけども、これ、給与表とかそういうのを適用する運用ですね、これについてどう考えておるのか。運用面において工夫すること、それから検討してるということがあれば伺いたい。

それからもう一点、賃金職員、それはこの条例の対象外でありまして、賃金職員に対してはこの待遇の改善はないのか、そこをお伺いしておきます。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の質問にお答えします。

給料表はその改定率が0.3%ということで、そのまま改定率が上がっての運用になります。

それと、2番目の御質問なんですけども、会計年度任用職員につきましては、規則のほうで定めることになっておりますので、今、検討中でございますので、また委員会等でお話ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第5号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第12、議案第5号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの

給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、一般職の勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、特別職の期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和4年12月支給分を100分の165に改正を行うものであります。

次に、施行日が令和5年4月1日となっております第2表として、令和5年6月及び12月支給分を共に100分の162.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 改定する趣旨というのは、根拠が明らかで賛同するんですけども、給与改定とか報酬改定で総額幾ら本町予算に上乘せになるんか、その試算があれば、承っておきたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

実際のところ試算してみますと、特別職の期末の改定に伴いまして増加するのは14万円程度でございます。それと一般職の勤勉手当、これ、給与改定の関係で増加するのは約700万円弱という試算でございます。

それで、予算書の中に給与の明細書というのを載せております。その中は、特別職のほうは改定がないと。それと、一般職のほうにつきましては、147万円程度の増額ということでございますけども、これは実際予算につきましては、一般職につきましては産休とか育休の職員もおりまして、その関係で直接この金額になるわけではございません。それと流用等で対応する場合がありますので、今、私が最初に申し上げました数字と補正予算書の額とは必ずしも合いませんけども、そういう内容となっております。以上でございます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第13、議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、一般職の勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和4年12月支給分を100分の165に改正を行うものでございます。

次に、施行日が令和5年4月1日となっております第2表として、令和5年6月及び12月支給分を共に100分の162.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について

○白川正樹議長 日程第14、議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について、その提案理由を申し上げます。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

概要といたしましては、同法律の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い関係条例を整備する中で、現行の再任用制度に関する条例の廃止を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 再任用の仕組みを廃止して、定年の規定を改定するということではありますが、これによって職員定数の運用にどのような影響があるのか、ないのか、その御説明を伺っておきたいと思っております。

定年延びると、若手の採用ができにくくなるということがあろうかと思っております。制度には長短付き物なので、その辺のところの御説明をお願いします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

定年が延長しますと、職員も65歳までということで、2年に1歳ずつ、定年を引き上げられるということの制度でございますので、定数につきましても、定数の中に入るという認識でいただけたらと思います。ということは増えるということでございます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 3町合併で職員の定数大きく減りましたね。減った効果は財政状況の決算で出ておるわけなんですけれども、職員が減るということは、住民サービスする人の頭数が減るわけですから、行政執行に差し障りがあるのかないのか。定数が合併時に決めた定数でいいのか、これはちょっと中期的に入念に検討せねばならんのではないかと思います。町長、いかがお考えになりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

合併をしてから今期で17年目になります。そういったことで、定数等もこの定年延長と関係して、もう一度、再調査をするべきかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定について

○白川正樹議長 日程第15、議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例の制定は、さらなる企業誘致の促進を図り、産業の振興及び雇用の創出に資するため、新たな奨励措置等を整備することに伴い全部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 まんのう町企業誘致条例の制定について御説明いたします。

本条例の制定は、新たな奨励措置等の整備を行うことにより、複雑化することから全部改正を行うもので、本条例では基本的な事項を規定し、詳細につきましては、規則にて規定を行うものでございます。

それでは、まんのう町企業誘致条例の各条文について御説明をいたします。

第1条、目的は、本町における企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより企業誘致促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的としております。

第2条、定義は、用語の意義を規定してございます。

第3条、優遇措置は、第1条の目的を達成するため、指定企業者に対し奨励金の優遇措置を講ずるものとする。第2項で奨励金の種類及び交付額については、必要な事項は規則で定めるとしております。

奨励金の種類及び交付額については規則に規定しておりますが、3種類の奨励金を交付することとしてございます。

3種類の奨励金について、簡単に御説明いたします。

一つ目は施設奨励金で、土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を8年間交付する。二つ目は雇用促進奨励金で、町内在住者の新規雇用者に対し、1人30万円で600万円を限度に交付することとしています。三つ目は用地取得奨励金で、事業所用地を取得した際の不動産取得税に対する額で、2,000万円を限度に交付することとしてございます。

第4条、指定要件は、公害の発生するおそれのない企業で、規則で定める要件を有するものとする。主な要件といたしましては、新設及び増設を行おうとする事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上かつ新築建築面積が1,000平方メートル以上であること。事業所の新設または増築の事業開始に伴い、町内に在住する者5人以上の新規雇用があることとしてございます。

第5条、指定申請等は、指定申請について規定してございます。

第6条、奨励金の申請は、奨励金の申請について規定してございます。

第7条、事業の休止等の届出、第8条、地位の承継、第9条、指定の取消、第10条、奨励金の返還について規定してございます。

最後に、附則で施行期日を令和5年4月1日とし、経過措置として、改正前の条例において指定した指定企業に対する助成金の交付は従前の例によるものとしてございます。

なお、企業誘致条例施行規則をタブレットの本定例会フォルダに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

新たな優遇措置を設けることで企業誘致を促進させ、地域住民の雇用を生み出し、人口流出の軽減や自己財源の確保を図り、さらなる地域活性化を図ってまいりますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 意欲的に企業誘致を図る条例を提案された趣旨には賛同申し上げます。ただ、私は三重県の北川知事がシャープ亀山工場に数千万円出したときに、企業誘致のお金を出す際、これは裁判が起きるだろうと思ったんですけど、起きなかったですね。シャープ亀山工場はもう廃止、撤退ですよ。この時点でどういう法律的な問題ができたのか、非常に興味があります。これ、私、調べとるわけじゃないんですけど、こここのところは所管課長のところでちょっと調べていただいとったほうが安心なんかなというのが第一点です。

それから、これ、審査のときに出る書類を、交付するのは施設と雇用促進奨励金と用地取得で、この算出の仕方は明瞭ですね。シャープ亀山工場みたいなことはないんで、これには賛同できます。

ただ、提出書類に財務諸表の3年分の提出を求めたらいい。事業計画書を第8条で求めておりますが、その事業計画書が果たして妥当なものなのか、現状の過去3年分、2年分だったらごまかせるんですが、3年分の財務諸表を出したら、ほぼごまかせませんから、それを求めたらいい。

それから、出てくる会社を審査するのに、主要取引先、仕入れ先の7割方と販売先の7割方を聞いたら、その会社の力量、レベルが分かります。優良企業は優良企業同士取引するんです。相手から金もらえそうもないなというところは、ランクの下の会社へ回すんですよ。企業というのはそういうことで、企業のレベルというのをお互いに測ってるわけです。個人情報保護法ができようと、興信所はなくなりません。企業が取締役の経歴や趣味や交友関係やそんなのを調べることは機能しておりますね。我々はそのまではなかなかできませんが、取引先、仕入れ先と販売先、進出前の状態をぜひ調べていただきたい。ホームページとか会社要覧、それぐらいでは分かりません。取引銀行三つぐらいに聞いたら分かる。銀行は全て掌握してますよ。これは石橋をたたいても渡らぬ住友の合理主義の中で、私が若いときに研修で受けたことなんですね。公務員は文書主義で、出てきた文書そのまま信用するんじゃないかと思います。本当かと。課長の意欲的な姿勢、高く私は評価しておりますが、そうした慎重な姿勢も、背後で目を光らせていただきたい。町長、いかがでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 竹林議員の御質問にお答えします。

今回の企業誘致の条例でございますが、指定要件といたしまして、敷地面積が3,000平方メートル以上かつ新築の面積が1,000平方メートル以上という指定条件にしてございます。ある一定規模の会社というふうなことにしてございます。

その中で、この奨励金ですが、実際に会社が払ったものに対して補助金を交付するというふうなことで、固定資産税の払った部分に対しての補助金をする。また、用地取得に関しては、不動産取得税を払ったもの、この金額に対して助成するというようにしてございますので、ある一定の企業がそういったことはできるのかなというふうには思っております。

ます。

ただ、竹林議員がおっしゃっておりますその会社の状況というものも、今後、ちょっと研究してまいりたいというふうには思います。以上でございます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 にわかにこの資料を出せ言うたって、その場で答えられるわけではないので、課長の調査研究と所管委員会の検討に御期待申し上げておきます。

非常に期待した路線でありまして、条例の趣旨自身は賛同申し上げるし、交付する根拠も明確ですね。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、付託されますので、とやかくは聞きたくないんですけども、一点だけ、これ、企業を誘致することは大賛成でありますし、町内の雇用に対する優遇措置も大事です。しかし、肝心なのは、そこで今まで働いておる社員が町内に定住してくれるようなお考えは、今、お持ちで、分かっておれば、ちょっとお聞きしておきます。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 川原議員の御質問にお答えします。

この優遇措置の中で、新規雇用者に奨励金を出すという条件の中は、町内に在住している方を雇用した場合に奨励金を出すというふうにしてございます。御理解をよろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私が一番心配しておるのは、やっぱり企業がどういう企業が入ってくるかは精査しながらやってくれるだろうと思いますけども、そこには社員がおりますね。社員がまんのう町に定住したいというものが一つ欠けとったら、これは大変なことになるんです。そこをひとつ探究してもらいたいというのが私の願ひであります。その点についてのお考え。今、町内の雇用は分かりました。今現在にその企業で働いておる社員がまんのう町に定住していただけるような措置はどうお考えですか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 川原議員の再質問にお答えします。

まんのう町のほうに新しく会社を、事業所を造った、また、増築した、その場合に雇用が生まれてくるとお思います。その際に、ほかの町から従業員がまんのう町に住所を有した場合には、その奨励金の対象になるというふうなことで制度設計は進めてございます。以上でございます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 一点だけ聞いておきますけど、優遇措置の指定を受けようとする企業は、事業開始の1か月前までに町長に申請しなければならないとなっておりますが、大

体どれぐらいの奨励金を想定しとるんでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 松下議員の御質問にお答えします。

奨励金ですが、三つの奨励金がございます。

一つ目は、土地、家屋及び償却資産を賦課される固定資産税、かかった固定資産税、これは支払った固定資産税ですね、これを8年間交付するというようにしてございます。

二つ目は、町内在住者の新規雇用者に対し、1人30万円を交付するというように、上限は600万円までとしてございます。

三つ目は、用地取得の奨励金で、用地を取得した際に不動産取得税がかかります。この取得税に対して助成をしていくということで、こちらは上限を2,000万円としてございます。以上でございます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第16 議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第16、議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の改正部分につきましては、新旧対照表にありますとおり、第9条の(1)のごみ袋に関する部分を一部改正するものでございます。

これにつきましては、令和5年度よりこれまでのごみ袋のサイズの大と小の2種類あったものに新たに特小サイズを追加して使用できる予定としていることから、一袋につき大が40円、小が20円に特小の10円を追加するものでございます。

また、この追加に併せて、現行では燃やせるごみと燃やせないごみの金額を別々に表記しておりましたが、どちらもサイズごとに同額であることから、燃やせるごみと燃やせない

いごみの一袋当たりの金額を一つに合わせた表記にするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第10号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について

○白川正樹議長 日程第17、議案第10号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

モーターボート競走は、2010年度から呼称を「競艇」から「BOATRACE（ボートレース）」に変更し、いまや「ボートレース」は広く一般的に認知されています。

そこで、ボートレースのイメージアップを図るために組合の名称を「香川県中部広域競艇事業組合」から「香川県中部ボートレース事業組合」に変更を行うものでございます。

組合規約の変更に当たり、関係地方公共団体の協議が必要になりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 香川県中部広域競艇事業組合規約の一部変更についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第11号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

○白川正樹議長 日程第18、議案第11号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

香川県中部広域競艇事業組合が令和5年4月1日から名称変更を行うことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要になったので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○白川正樹議長 日程第19、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,793万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,918万1,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、7、8ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第10款地方交付税は1億7,241万7,000円の増額です。これは、普通交付税の増額であります。

14ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金は514万7,000円の減額です。これは、第1項第1目農林水産業費分担金において、県営まんのう地区中山間地域総合整備事業分担金を69万7,000円、第2目民生費負担金において、私立保育所措置費負担金を202万3,000円、公立こども園負担金を252万円減額したことなどによるものでございます。

15ページを御覧ください。

第14款国庫支出金は4,364万3,000円の増額でございます。これは、第1項第1目民生費国庫負担金において、障害児通所給付費負担金を336万円増額し、子どものための教育・保育給付費を2,587万9,000円減額、第2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を3,272万5,000円増額、第2項第2目民生費国庫補助金において、子ども・子育て支援交付金を262万2,000円減額、第3目衛生費国庫補助金において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、出産・子育て応援交付金事業費補助金、合わせて3,605万9,000円増額したことによるものでございます。

16ページをお開きください。

県支出金は437万9,000円の減額です。これは、第1項第1目民生費県負担金において、障害児通所給付費負担金を168万円増額、子どものための教育・保育給付費を1,230万5,000円減額し、第2項第2目民生費県補助金において、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金など、合わせて175万5,000円を増額、第3目衛生費県補助金において、出産・子育て応援交付金事業費補助金を166万6,000円追加し、第4目農林水産業費県補助金において、中山間地域等直接支払制度交付金事業費補助金を157万5,000円増額、農地維持管理省力化事業補助金を75万円減額しております。さらに第5目商工費県補助金においては、企業立地用地確保事業費補助金を200万円追加しております。

17ページを御覧ください。

第16款財産収入328万円の増額は、第1項第2目利子及び配当金において、財政調整基金などの運用利子の増額でございます。

18ページをお開きください。

第17款寄附金5,500万円の増額は、第1項第2目指定寄附金において、ふるさと応援寄附金の増額でございます。

19ページを御覧ください。

第18款繰入金は3,025万円の増額です。これは、全額第2項第9目ふるさと応援基金繰入金でございます。

20ページをお開きください。

第19款繰越金1億5,984万2,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

21ページを御覧ください。

第20款諸収入は82万8,000円の増額です。これは、第5項第1目雑入において、全額電柱支障移転補償費等でございます。

22ページをお開きください。

第21款町債は3億3,780万円の減額です。これは、第1項第1目総務債において、臨時財政対策債の借入可能額の大幅な減少により2億2,500万円減額、過疎対策債では、定住促進対策事業債など、合わせて1,210万円の減額、町有施設整備事業債を950万円増額し、情報ネットワークシステム改修事業債では、事業の今年度中完了が困難なため、実施設計のみとして1億1,040万円の減額をしており、第4目農林水産業債において、農地関連公共事業等債を260万円増額、農道整備事業債を290万円減額し、第6目土木債において、緊急浚渫推進事業債を210万円減額、緊急自然災害防止対策事業債を60万円増額、第7目消防債において、防火水槽整備事業債を200万円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。

第2款総務費は5,559万9,000円の減額です。

まず、第1項第1目一般管理費において、人件費に係る共済費を160万円増額、デジタル推進事業費として業務委託料を23万円増額、第5目財産管理費において、光熱水費、修繕料を合わせて286万4,000円、業務委託料を95万円、旧満濃南こども園保育所棟改修工事費を1,000万円、備品購入費を30万円それぞれ増額し、第6目企画管理費においては、給与改定等により一般職給を63万円、勤勉手当を147万円増額、第7目自治振興費においては、交通政策費40万円を地方債に財源振替しており、第11目かりんの里づくり事業費においては、光熱水費等を75万円、原材料費を30万円増額し、第13目情報通信費におきましては、光熱水費を92万円増額、工事が翌年度になったことから、情報基盤整備事業費合わせて1億1,025万3,000円を減額しております。第15目支所及び出張所費においては、光熱水費を282万円、仲南支所マイクロバス運行事業の委託料を42万6,000円増額、第21目地方創生推進事業費においては、ふるさと応援寄附金事業に係る消耗品を1,650万円、通信運搬費を550万円、手数料を825万円増額し、琴南地域活性化事業等に係る光熱水費を165万円増額しております。

24ページをお開きください。

第2項第1目税務総務費では、会計年度任用職員に係る報酬など、合わせて238万6,000円増額しております。第3項第1目戸籍住民登録費においては、会計年度任用職員の期末手当を3万5,000円増額しております。

25ページを御覧ください。

第3款民生費754万7,000円の減額補正について、第1項第1目社会福祉総務費において、仲南福祉バス運転業務委託料を38万4,000円増額し、第3目障害者福祉費において、障害児入所給付費等を672万円、償還金を907万円増額しております。

次に、第2項第1目児童福祉総務費においては、償還金及び返還金を合わせて385万4,000円増額し、第2目保育所費におきましては、いろは保育園委託料を4,500万円減額、第3目児童措置費においては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の償還金を845万円増額計上し、子育て世帯生活支援特別給付金事業費を扶助費など合わせて517万5,000円追加計上し、第5目認定こども園費においては、燃料費、光熱水費など、合わせて380万円を増額補正いたしております。

26ページをお開きください。

第4款衛生費8,719万9,000円の増額については、第1項第1目保健衛生総務費において、会計年度任用職員の期末手当、光熱水費、償還金増額のほか、出産・子育て応援交付金を1,000万円、不妊治療助成事業費を35万円、不育症治療助成事業費を20万円増額しております。第2目予防費においては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費など、合わせて7,496万7,000円増額、第2項第1目し尿処理費から第3目分別収集事業費まで、会計年度任用職員関連の補正として合わせて86万円を増額

しております。

27ページを御覧ください。

第6款農林水産業費2,100万4,000円増額の主なものは、第1項第3目農業振興費において、中山間地域等直接支払制度交付金を210万円増額、第5目農地費において、農業用施設維持修繕工事費575万円増額のほか、報償費から補助金まで合わせて1,557万7,000円増額しております。第6目農村環境改善センター費においては、満濃農村環境改善センターにおける光熱水費、修繕費、合わせて332万7,000円増額をしております。

28ページをお開きください。

第7款商工費の176万円の減額は、職員人件費の補正のほか、第1項第2目観光費において、開催中止となった太鼓台かきくらべ補助金180万円の減額となっております。

29ページを御覧ください。

第8款土木費の414万3,000円の増額は、第2項土木管理費において、職員人件費の補正のほか、維持補修事業費で修繕料など合わせて153万8,000円増額、第4項第2目公園費において、会計年度任用職員の期末手当などの増額のほか、修繕料を198万5,000円、委託料及び工事請負費をそれぞれ30万円増額しております。

30ページをお開きください。

第9款消防費の366万円の増額は、第1項第2目非常備消防費の修繕料を100万円、第3目防災対策費の燃料費を66万円、第4目消防施設費の防火水槽設置工事費を200万円増額しております。

31ページを御覧ください。

第10款教育費の855万4,000円の増額補正の主なものは、第1款第2目事務局費において償還金を8万8,000円、第2項小学校費、第1目学校管理費において、光熱水費など需用費を785万円、役務費27万円、委託料85万円増額しており、第3項中学校費、第1目学校管理費では、学校給食調理員派遣業務委託料を60万円増額、第5項第1目社会教育総務費において、二宮忠八顕彰会運営補助金を80万円減額、第6項保健体育費では報償費、需用費など仲南地区体育祭開催事業費、合わせて75万4,000円を減額しております。第4目給食場費では、燃料費を45万円増額補正しております。

32ページをお開きください。

第13款諸支出金5,828万円の増額は、財政調整基金積立金を251万円、減債基金積立金を13万円、ふるさと応援基金積立金を5,500万円、子ども未来夢基金積立金を64万円増額しております。

なお、33ページから36ページにかけて給与費明細書、37ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしております。

また、タブレットの定例会関係、第4回定例会の中に資料として補正予算の概要等を入れておりますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。

以上、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 常任委員会で質問しづらいところを簡単にお伺いします。

繰越金1億5,984万2,000円とあります。これは前年度の決算剰余金、ここにもう全て盛り込んでしまったのでしょうか。これが第一点です。

それから、町債、地方債の借入れが3億3,700万円と非常に大きなものです。その内訳は防災のほうで1億円が今年執行しないと。もう一つは、2億2,000万円ぐらい臨時財政対策債が減ってますね。この臨時財政対策債の減り方が極めて大きいですね。臨時財政対策債は、一時、年間に数億円あったりして、本町の基金が積み上がったりのは、地方交付税の旧3町分特例で九十何億円ぐらい15年間で余分にくれたということと、臨時財政対策債が大きく調達できてたということが原因だろうと思ってます。臨時財政対策債がどうしてこんなに減額したのか、制度趣旨の改革の中身のちょっと説明を承ってみたい。この説明を受けたら、もう一遍、質問するつもりでいますので、お願いします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

まず、繰越金につきましては、前年度の剰余金を全てまだ予算化しているわけではございませんので、まだ残っております。

それと、臨時財政対策債につきましては、本来であれば財源の不足額に対しまして交付税で見てくれない部分については、後年度負担で臨時財政対策債を借りてという制度の下で当初予算を算出しておりますけども、今回、ちょっとタブレットに載せたらよかったですけど、また後日、載せますけども、総務省のほうからかなり抑えてきますよと、全国的に6割程度は抑えますというような通知が来ました。その関係で今回の補正に反映させたということでございます。

それと防災対策債につきましては。

○竹林昌秀議員 それはかまん。運用予定が変わったのはね。

○萩岡総務課長 そうなんです。

また、その総務省の通知等につきましては、タブレットのほうに上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務省が臨時財政対策債の方針変えたということやね。当初予算見て分からなんだんでしょうね。分かりました。

それから、合併特例の地方交付税、旧3町分算定がなしになったですよ。えらいこっ

○竹林昌秀議員 私は予算段階で試算でええから実質公債費比率や将来負担率を出しといたら安全やね。メーター見てブレーキとアクセル踏んだらしくじりませんね。メーターがないと間違えなということですね。少々数字ずれたってかまん。予測計算やから、事後算定してくれて報告しているのは分かってますね。

どうも臨時財政対策債に回しよった分を地方交付税の増額に総務省出たんじゃないんかなど、そなん見とるんですよ。どっかで聞いてみないかんですけど、総務課長、長らく財政担っていただいて、見識には敬服しております。以後、そうしたことをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第20、議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,428万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,698万6,000円とするものでございます。

事項別明細書49ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

まず、第9款繰入金において、基金繰入金を4,671万2,000円増額、第10款繰越金においては757万4,000円を増額補正しております。

50ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第9款諸支出金において、償還金を5,428万6,000円増額計上しております。

以上、議案第13号の令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第21、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

53ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,640万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、57ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、59ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を記載しております。

それでは、事項別明細書65ページをお開きください。

歳入では、第9款町債において、下水道債を880万円増額しております。

66ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款第1目一般管理費において、中讃流域下水道負担金を130万円増額し、第2款施設費において、下水道施設整備工事設計委託料を750万円増額補正計上いたしております。

なお、67ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案） 第1号

○白川正樹議長 日程第22、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

71ページをお開きください。

第1条で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為で記載しております。

それでは、第1表、73ページをお開きください。

長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務におきまして、令和5年度、250万円を限度額とする債務負担行為を定めたものでございます。

以上、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第23 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の 提出を求める請願

○白川正樹議長 日程第23、請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定に基づき、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める
請願の件は、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、12月1日、午前9時30分といたします。本議場に御参集
願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月30日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員